

特養鎌倉静養館 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）
重要事項説明書

訪問型サービスの提供にあたり、特養鎌倉静養館が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

法 人 名	社会福祉法人 鎌 倉 静 養 館
代 表 者 名	理事長 西崎 猛之
事 業 所 名	特 養 鎌 倉 静 養 館
所 在 地	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜4-4-30
事業者指定番号	神奈川県第1472100252号
指 定 年 月 日	平成18年4月1日
管 理 者 名	眞田 圭
連 絡 先	電話番号 0467-22-8021 FAX番号 0467-22-8053
サービス提供区域	鎌 倉 市 および 逗 子 市

2. サービス提供部署 （ R8年6月現在 ）

サービス提供部署	特養鎌倉静養館 訪問介護	
サービス提供責任者	1名	眞田 圭
		サービスについてご相談などがある場合には どんなことでもお寄せ下さい。
訪 問 介 護 員 （ ヘルパー ）	10名	資 格
		介護福祉士（5名） 訪問介護員養成研修2級修了者（5名）
事 務 職 員	1名	（兼務）
連 絡 先	電話番号 0467-23-9120 0467-22-8021 緊急連絡先 FAX番号 0467-22-8053	

3. 事業所の営業日及び営業時間

曜 日 及 び 時 間		備 考
月～日	8：30～17：30	12月29日から1月3日を除く

4. サービス内容

- (1) 「訪問型サービス」は、ご利用者の居宅において介護福祉士その他法令で定める訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣して、入浴、排泄、食事、掃除その他日常生活全般において、ご利用者が自らできる行為を増やすことをお手伝いし、日常生活の自立に向けて支援するとともに、ご家族、地域の助け合い等による支援、他の福祉サービス等の利用の可能性についても考慮し、提案していきます。
- (2) サービス提供にあたっては、ご利用者の必要とされるサービスの種類ごとに「個別サービス計画書」（別紙様式）を作成し、ご同意いただいた上でこの計画書に沿って行ないます。
- (3) サービス内容区分
- 1) 身体介護 ① 排泄介護 ② 食事介助 ③ 清拭 ④ 部分浴 ⑤ 全身浴
⑥ 洗面介助 ⑦ 身体整容 ⑧ 更衣介助 ⑨ 体位交換
⑩ 通院・外出介助 ⑪ 起床・就寝介助 ⑫ 服薬介助
⑬ 自立支援のための見守り ⑭ その他
 - 2) 生活援助 ① 掃除・整理整頓 ② 洗濯 ③ ベッドメイク ④ 衣類の整理・補修
⑤ 調理、配下膳 ⑥ 買い物 ⑦ 薬の受け取り ⑧ その他

5. サービス提供日及び時間

曜 日 及 び 時 間		備 考
月～日	7:00～21:00	12月29日から1月3日を除く

※ ただし、ご利用者から希望があり、対応可能な場合はこの限りではありません。

6. 利用者負担金

- (1) 「訪問型サービス 11」「訪問型サービス 12」「訪問型サービス 13」それぞれのサービス区分に応じて定められた単位数に、地価加算（3級地）11.05を乗じた額が保険費用総額（基本利用料）となります。ご利用者負担金は、基本利用料の1割、2割または3割の額です。

サービス区分	基本単位数 (一月あたり)	基本利用料 (一月あたり)	利用者負担金 (一月あたり) 〔1割の方〕	利用者負担金 (一月あたり) 〔2割の方〕	利用者負担金 (一月あたり) 〔3割の方〕
訪問型サービス 11	1176単位	12994円	1300円	2599円	3899円
訪問型サービス 12	2349単位	25956円	2596円	5192円	7787円
訪問型サービス 13	3727単位	41183円	4119円	8237円	12355円

※上記の基本料に一月につき、介護職員処遇改善加算Ⅱ口（総単位数の26.6%）が加算されます。

- (2) その他サービス提供責任者が新規の計画に基づき訪問した際の初回加算(200単位/月)、リハビリテーション事業所との連携により算定される生活機能向上連携加算(100 単位/回)の負担が発生する場合があります。
- (3) 訪問型サービスにおいては、1ヶ月あたりの基本利用料が定められていますので、ご利用者負担金は月額制となります。

ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は、日割り計算を行います。

- ① 月の途中で要介護から要支援1・要支援2に変更となった場合。又、月の途中で要支援1・要支援2から要介護に変更となった場合。
 - ② 月の途中で利用する事業者を変更した場合。
 - ③ 月の途中で利用を開始した場合。月の途中で利用を終了した場合。
- (4) 介護保険外のサービスとなる場合には、全額自己負担となります。その際、個別サービス計画を作成する際に、介護支援専門員からの具体的な説明のうえ、ご利用者の同意を得て行います。

(5) 料金支払方法

- ① 支払い日 毎月27日とします。
- ② 支払い方法 ご指定の金融機関の口座からお引き落としいたします。

(6) キャンセル

- ① ご利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までに次の連絡先までご連絡下さい。

連絡先 ☎ 0467-23-9120 0467-22-8021

- ② ご利用者の体調不良等によるキャンセルなど、または状態の変化によるサービス利用形態の変更により個別サービス計画書に定められた日数よりもご利用が少なかった場合、または個別サービス計画書に定められた日数よりもご利用が多かった場合であっても、原則として料金（利用料およびご利用者負担金）の日割りでの割引又は増額はしません。

（ただし、上記6. (3)①～③の場合を除く）。

7. 苦情・相談などの窓口

サービスに関する苦情やご相談については、次の窓口で対応いたします。

苦 情 承 り 係	特養鎌倉静養館訪問介護 管理者 眞田 圭 勤務時間 : 月曜日～金曜日 8:30～17:30 電話 0467-23-9120 FAX 0467-22-8053 勤務時間外: 緊急の場合はこちらにご連絡ください → 電話0467-22-8021
-----------------------	---

8. 公的機関苦情窓口

次のところにも、苦情申し出ができます。

保 険 者 (鎌 倉 市)	鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課 電話番号 0467-23-3000 内線2606 FAX 0467-23-8700 利用時間 9:00～17:00 (土・日・祝祭日を除く)
保 険 者 (逗 子 市)	逗子市 福祉部介護保険課介護保険係 電話番号 046-873-1111 (代表) FAX 046-873-4520 (代表) 利用時間 9:00～17:00 (土・日・祝祭日を除く)
神奈川県国民健康 保険団体連合会 (国保連)	国保連 介護保険課介護苦情相談係 電話番号 045-329-3447 利用時間 8:30～17:00 (土・日・祝祭日を除く)

9. 事故発生時の対応

ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、市、居宅介護支援事業者、およびご家族等に連絡を行うとともに、再発防止に努めその対応について協議します。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 緊急時の対処方法

サービス提供中にご利用者の容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

	氏 名	連 絡 先	備 考
主治医			病院名:
※主治医への連絡基準			
ご家族など			

1 1. 個人情報の使用

ご利用者およびご家族に関する個人情報を、サービス担当者会議、介護支援専門員との情報交換あるいは他の介護事業者、医療機関等との連携などのために使用させていただく場合があります。別紙「ご利用者およびご家族の個人情報の利用目的の通知および第三者への提供に関する同意書」をお読みいただいたうえ、ご署名・ご捺印によってご同意を得たことを確認させていただきます。

1 2. 虐待防止および身体拘束について

虐待防止に関して指針を整備し、相談窓口の設置、検討委員会の定期的開催など事業所における必要な体制の整備、発見時の通報義務を励行します。虐待の防止、身体拘束の適正化等を推進するための職員に対する研修を定期的の実施します。

1 3. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害に係る業務継続計画を策定し従業者に周知するとともに、発動時に向けた必要な研修および訓練の機会を定期的に設けます。また業務継続計画の見直しを定期的に行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. 衛生管理等

感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備し、検討委員会をおおむね6月に一回開催してその結果を従業者に周知徹底します。また、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的の実施します。

1 5. 利用の中止、変更、追加

気象庁による警報発令時、大雨、強風、積雪等の悪天候、地震等の自然災害などの場合には事業所の判断により、訪問日時の変更または中止をお願いする場合があります。

1 6. その他

- (1) ご利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者のご負担になります。
- (2) 通院等の外出介助などで交通機関を利用した場合や、買い物代行の際のヘルパーの交通費はご利用者のご負担になります。
- (3) まれに、交通事情等によりサービス時間が多少前後することがありますがご了承下さい。
- (4) サービス期間中、事前にお知らせのうえ当事業所のヘルパーが同行研修する場合がありますので、ご了承下さい。
- (5) やむを得ず担当ヘルパーが変更となる場合がありますが、ご了承下さい。なお、ご利用者が担当ヘルパーの交代を希望される場合には、できる限り対応いたしますので、前記のサービス提供責任者までご相談下さい。

(6) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

① ヘルパーは、医療行為や年金等の金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承下さい。

家事援助として行う買い物代行サービスに伴う少額の金銭の取扱いは可能です。その際は代金をお預かりしてからのサービス提供となります。

② ヘルパーは市の総合事業の制度上、ご利用者の日常生活の範囲を超えたサービスや同居のご家族に対するサービス提供はできません。制度外のサービスについてはご相談ください。

③ ヘルパーへのハラスメントに該当する行為には必要な措置を講じます。

④ ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

令和 年 月 日

重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

特養鎌倉静養館 訪問介護 鎌倉市由比ガ浜4-4-30

説明者 特養鎌倉静養館

私は、重要事項説明書に基づいて、特養鎌倉静養館からサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者 住所

氏名

利用者の家族 住所

氏名

改 版 履 歴

改版年月日	改版前	改版後
2016年3月1日	<u>平成18年3月14日厚生労働省令 第35号第8条に基づいて、</u> 2. サービス提供部署 <u>(H27年5月現在)</u> サービス提供責任者 2名 眞田 圭・<u>岩本 紀章</u> 訪問介護員（ヘルパー） <u>16名</u> 介護福祉士（7名） 訪問介護員養成研修2級修了者（9名） 6. 利用者負担金 (1) <u>地域加算（2級地）</u> 利用者負担金は、<u>基本利用料の1割の額です。</u> 8. 公的機関苦情窓口 保険者（鎌倉市） 鎌倉市健康福祉部高齢者福祉課	2016年3月1日付 <u>厚生労働省令に基づき、</u> 2. サービス提供部署 <u>(H28年2月現在)</u> サービス提供責任者 2名 眞田 圭・<u>清水 徹</u> 訪問介護員（ヘルパー） <u>15名</u> 介護福祉士（7名） 訪問介護員養成研修2級修了者（8名） 6. 利用者負担金 (1) <u>地域加算（3級地）</u> 利用者負担金は、<u>基本利用料の1割または2割の額です。</u> <u>2割負担の方の料金表追加</u> 8. 公的機関苦情窓口 保険者（鎌倉市） 鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課